

政策会議付議事案書 (令和5年5月8日)

提案課名 保育こども園課 環境資源対策課 教育総務課
 報告者名 稲垣 由美恵 吉藤 直 守屋 紀子

<p>事案名</p>	<p>保育所等における使用済み紙おむつの処分について</p>	<p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、「女性と子どもが住みやすいまちづくり」の取組みを拡充するため、保育所等における使用済み紙おむつの処分に向けて、保育こども園課と環境資源対策課が連携し、公立こども園での試行実施等に取り組み課題解決に向けた検討を進めてきました。</p> <p>そうした中、令和5年1月23日付け厚労省事務連絡「保育所等における使用済み紙おむつの処分について」では、保育所等において使用済み紙おむつの処分を行うことが推奨され、保管用ゴミ箱の購入等の費用に対する補助メニューが示されました。</p> <p>これに伴い、保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、保護者の負担を軽減するとともに、保育士等による紙おむつの振り分け業務を廃止し、業務の負担軽減に繋げることにより、子育て支援の充実及び保育の質の向上を図ることを目的として、使用済み紙おむつを保育所等において回収できる環境を整える必要があります。</p> <p>なお、市立幼稚園においても、保育所等の動向を踏まえ、保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、園内で処分できる環境を整える必要があります。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 検討経過</p> <p>令和3年7月 保護者によるおむつの持ち帰り廃止に向けた課題を把握するため公立こども園での試行実施に向け、保育こども園課と環境資源対策課による事前調整</p> <p>令和3年9月 みどりこども園において試行実施し、排出量の調査や必要物品の整理を行い、全5園での事業開始に向けて状況を確認</p> <p>令和4年10月 民間保育所等における処分方法等の実態調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園での処分を検討可 14園 ・園での処分を検討出来ない又は未回答⇒現在調整中 3園 ・園での処分を実施済 11園 ・布おむつ使用 3園 <p style="text-align: right;">計31園</p> <p>※園から挙げられた主な課題について 保管場所や衛生管理上の課題、収集運搬費用の負担など</p> <p>令和5年1月 国事務連絡「保育所等における使用済み紙おむつの処分について」(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における使用済み紙おむつの処分を推奨すること 	

経過・検討結果	<p>・国補助メニュー（保育環境改善等事業）により保管用ゴミ箱の購入等の費用の補助が可能となったこと（1施設当たり補助基準額：1,029千円、負担割合：国1/3、県1/3、市1/3）</p> <p>令和5年2月 こども健康部及び環境産業部において、計画収集の実施に向けた紙おむつの処理について検討を行った。</p> <p>令和5年4月 教育部において、市立幼稚園における使用済み紙おむつの取扱いについて検討を行った結果、既決予算で対応可能であることを確認</p> <p>2 検討結果 保育所等における使用済み紙おむつの収集運搬について、令和5年度後半の開始を目途に進める。</p>
決定等を要する事項	<p>1 令和5年10月から市域全体の公立園及び民間保育所（布おむつ利用園等を除く）等において、使用済み紙おむつの保護者持ち帰りを廃止し、各園において回収すること。</p> <p>2 園で回収した使用済み紙おむつについては、公立・民間ともに新たに本市の計画収集を可能とすること。</p> <p>3 国において示された補助メニュー（保育環境改善等事業）を活用し、公立こども園で使用する保管用ゴミ箱を購入するとともに、民間保育所（布おむつ利用園を含む。）等については、その費用の補助を行うこと。</p>
今後の取扱い	<p>令和5年6月 令和5年6月第2回定例会に補正予算案（保管用ゴミ箱の購入等の費用に対する補助）を上程</p> <p>〃 7月～9月 持ち帰り廃止に向けた準備（各園で保管用ゴミ箱を購入、園内での取扱い調整、保護者への周知、計画収集の運用調整）</p> <p>〃 10月 使用済み紙おむつの持ち帰り廃止・計画収集の開始</p>

事務連絡
令和5年1月23日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

保育所等における使用済みおむつの処分について

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における使用済みおむつの処分については、各地域や施設等の実情に応じて対応いただいているものと考えていますが、先般、「認可保育所における使用済みおむつの処分について（調査依頼）」（令和4年10月25日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づいて、認可保育所における使用済みおむつの処分状況について調査を行いました。本調査を踏まえ、今般、下記のとおり、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとしました。

各位、内容を十分御了知の上、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所、地域型保育事業所及び認可外保育施設に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園（類型は問わない。）に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

記

1. 調査結果について

（参考1）「認可保育所における使用済みおむつの処分について（調査結果）」

2. 使用済みおむつの園処分の推奨について

- 調査の結果、保護者の負担軽減等を理由に、多くの自治体がここ数年の間に使用済みおむつの処分を保育所で行うよう方針を示しており、多くの保育所で実際に使用済

みおむつの処分を保育所で行っていることが判明した。その際の処分費用等の取扱いについては、園の運営費の中で負担する場合や、自治体等の補助を活用する場合のほか、保護者からの実費徴収等により行われている（なお、事前に保護者に対して実費徴収の使途や理由等について丁寧な説明をしたうえで保護者の同意を得ることで、実費徴収とすることは差し支えない）。

- 使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは保護者にとっては大きな負担軽減になるとともに、保育士や保育教諭にとっても使用済みおむつをこども毎に振り分ける業務がなくなることで、負担軽減にもつながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとする。
- その際、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）において保管スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合等には、「保育環境改善等事業」（感染症対策のための改修整備等事業）（参考2参照）により、使用済みおむつの保管用ゴミ箱の購入等の費用の補助を行うことが可能であるため、積極的にご活用いただきたい。
- なお、使用済みおむつの処分の方針にかかわらず、保育所等においては、引き続き便の状態や回数等を保護者へ伝える等、こどもの健康状態等の共有に配慮をお願いしたい。

以上

○本件についての問合せ先

- ・認可保育所及び地域型保育事業所に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課 企画調整係
tel：03-5253-1111（内線 4852, 4854）
- ・認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課 少子化総合対策室指導係
tel：03-5253-1111（内線 4838）
- ・認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部 参事官（認定こども園担当）付
tel：03-5253-2111（内線 38446, 38374）